

東京都板橋区環境衛生関係不利益処分取扱要綱

平成 18 年 3 月 9 日 17 板保生第 201 号 区長決定

平成 30 年 7 月 26 日 30 板保生第 203 号 一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、別表 1 に掲げる環境衛生関係法令（以下「関係法令」という。）の諸規定に基づく、営業許可の取消し又は営業の停止その他必要な不利益処分（以下「処分」という。）について必要な事項を定めるものとする。ただし、他に特別な定めがあるときは、この限りでない。

(基本原則)

第 2 条 処分は、時期を失することなく、的確かつ厳正に行わなければならない。

第 2 章 処分の適用

(必要措置命令等)

第 3 条 別表 2 に掲げる使用禁止命令、使用制限命令、業務改善命令及び必要措置命令等（以下「必要措置命令等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 営業施設の構造設備基準の違反に対し、危害の発生の防止又は適正な営業の確保を図るため必要があると認められるとき。
- (2) 営業施設の維持管理基準その他営業行為の違反に対し、危害の発生の防止又は適正な営業の確保を図るため、特定の行為について作為又は不作為を命じる必要があると認められるとき。

2 前項の命令は、その目的を達成するため、必要な期限及び範囲を定めて行う。

(営業停止等)

第 4 条 別表 3 に掲げる営業停止、業務停止及び閉鎖命令等（以下「営業停止命令等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 構造設備基準の違反に対し、前条に定める命令によって、危害の発生の防止又は適正な営業の確保を図ることができないと認められるとき。
- (2) 維持管理基準その他営業行為の違反に対し、前条に定める命令によって、危害の発生の防止又は適正な営業の確保を図ることができないと認められるとき。
- (3) 関係法令に前条に定める必要措置命令等の規定がなく、危害の発生の防止又は適正な営業の確保を図ることができないと認められるとき。

- (4) 理容師法に規定する理容師、美容師法に規定する美容師又はクリーニング業法に規定する営業者若しくはその使用人で、洗濯物の処理若しくは受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるとき。
- (5) 旅館業法に規定する営業者、使用人及び法人の役員等が同法第8条各号に掲げる罪を犯したとき。

2 営業停止命令等の処分期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 構造設備上の措置事項違反等で物理的に改善可能なものの処分期間は、当該是正措置を講じるのに必要と認められる相当の期間とする。
- (2) 理容師法、美容師法及びクリーニング業法の規定により、伝染性の疾病にかかったことによる業務停止命令処分期間は、これらの危害発生が消滅するに要すると認められる相当期間とする。
- (3) 住宅宿泊事業法の規定による業務停止命令は、1年以内の期間とする。
- (4) その他前3号に掲げるもの以外の業務上の遵守事項違反に係るものの処分期間は、5日以上40日未満とする。処分期間の加算又は減算を行う場合もこの範囲内で行う。

(処分期間の加算)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令等の処分期間を加算することができる。

- (1) 過去の営業停止命令等の処分を受けた日から2年以内に同種の違反条項により、営業停止命令等の処分を受けたもの
- (2) 違反内容が悪質で処分期間を加算する必要があるもの

2 前項の処分期間の加算は、その期間の2分の1以内の範囲において行うものとする。

(処分期間の減算)

第6条 次の各号いずれかに該当するときは、営業停止命令等の処分期間を減算することができる。

- (1) 当該違反行為について、他の法令による罰則の適用又は処分を受け、その執行が終り、情状にしんしゃくすべきものがあるとき。
- (2) 第3章に定める併合処分を行う場合であつて、しんしゃくすべき情状があるとき、又は他の処分に比して均衡を失すると認められるとき。
- (3) その他前2号に類するもので、しんしゃくする理由があると認められる

とき。

- (4) 処分が行われる以前に営業者において自主的に休業し、又は施設の一部若しくは関係設備の使用を停止し（以下、「自主休業等」という。）、健康被害の拡大防止等の措置を行ったとき。
- (5) 施設の構造設備及び維持管理上の問題で感染症等の事故を引き起こした場合であって、その原因が判明しており、危害の除去がなされ、再発のおそれがないとき。

- 2 前項の処分期間の減算は、第1号についてはその期間の2分の1以内、第2号については併科する処分期間のうち最も期間の短い違反に係る処分期間の3分の1以内、第3号についてはその期間の3分の1以内、第4号については自主休業等を行った日数、第5号についてはその期間の3分の2以内とする。

（加算及び減算の重複の取扱い）

第7条 前2条の規定による処分日数の加算及び減算すべき事由が重複した場合は、加算規定のみを適用する。

（許可等の取消し等）

第8条 別表4に掲げる関係法令に基づく、許可・登録及び免許等（以下「許可等」という。）の取消し及び業務廃止命令は、次の各号のいずれかに該当した場合に行う。

- (1) 30日以上営業停止命令等の処分を受けた後、6月以内に更に同一事項の違反行為があったとき。
- (2) 営業停止命令等の処分によって違反の状態が改善される見込みがなく、危害発生のおそれがあり、営業を継続させることが不相当と認めるとき。
- (3) 違反内容が悪質で改善についての意欲がなく、営業上の安全確保の責任を持ち得ず、営業を継続させることが不相当と認められるとき。
- (4) 事前許可を受けた普通公衆浴場にあつて、正当な理由もなく許可条件として附された期日までに営業を開始しないとき。

第3章 複数処分の適用

（併合処分）

第9条 同種又は異なる二つ以上の違反がある場合は、各違反行為ごとに処分を行い、これを併合して適用（以下「併合処分」という。）する。

- 2 併合処分の中の処分に許可等の取消しがあるときは、他の処分は行わない。

(けん連違反)

第10条 違反の手段又は結果が他の処分事項にも該当する場合は、その最も重い事由について処分を行う。

第4章 処分の手続

(上申)

第11条 保健所長は、その権限に属するものを除き、処分が必要と認めるときは、区長に上申しなければならない。

(報告)

第12条 保健所長は、処分の執行があつたときには、処理経過を速やかに区長に報告するものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第13条 区長は、処分を執行しようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）及び東京都板橋区行政手続条例（平成7年板橋区条例第31号。）の規定に基づき、次に掲げる区分に従い、意見陳述のための手続を経るものとする。ただし、公益上、緊急に処分を行う必要があるときは、当該手続を経ずに行うことができる。

(1) 聴聞

ア 許可等の取消し及び業務廃止命令

イ その他区長が必要と認めるとき

(2) 弁明の機会の付与

前号に該当しないもの

第5章 罰則の適用

(告発)

第14条 本要綱に基づく処分のほか、関係法令に定める罰則を適用する必要があると認めるときは、捜査機関あて書面により告発するものとする。

第6章 その他

(運用)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用上必要な事項は保健所長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 板橋区環境衛生行政処分内規は、廃止する。

付 則（平成30年7月26日 30板保生第203号）

- 1 この要綱は、平成30年7月26日から施行する。

別表1（第1条関係）

理容師法（昭和22年法律第234号）

墓地埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

温泉法（昭和23年法律第125号）

興行場法（昭和23年法律第137号）

旅館業法（昭和23年法律第138号）

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）

美容師法（昭和32年法律第163号）

水道法（昭和32年法律第177号）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）

動物質原料の運搬等に関する条例（昭和33年東京都条例第3号）

東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例（昭和50年東京都板橋区条例第9号）

別表2（第3条関係）

墓地、埋葬等に関する法律第19条に定める施設の整備改善命令、使用制限命令及び使用禁止命令

温泉法第14条第4項に定める変更命令

温泉法第26条に定める指示

温泉法第27条第2項に定める利用の制限又は措置の命令

旅館業法第7条の2に定める措置命令

化製場等に関する法律第6条の2に定める措置命令

化製場等に関する法律第7条に定める使用の制限命令又は禁止命令

クリーニング業法第10条の2に定める措置命令

水道法第36条第1項に定める改善の指示

水道法第36条第2項に定める勧告

水道法第36条第3項に定める措置の指示

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条に定める措置命令、使用停止命令及び使用制限命令

住宅宿泊事業法第15条に定める業務改善命令

住宅宿泊事業法第41条第2項に定める業務改善命令

動物質原料の運搬等に関する条例第19条に定める措置命令

東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例第8条に定める措置命令

別表3（第4条関係）

理容師法第10条第2項に定める業務停止命令

理容師法第14条第1項に定める閉鎖命令

理容師法第14条第2項に定める閉鎖命令

興行場法第6条に定める営業停止命令

旅館業法第8条に定める営業停止命令

公衆浴場法第7条第1項に定める営業停止命令

クリーニング業法第9条に定める業務停止命令

クリーニング業法第11条に定める営業停止命令又は閉鎖命令

美容師法第10条第2項に定める業務停止命令

美容師法第15条第1項に定める閉鎖命令

美容師法第15条第2項に定める閉鎖命令

水道法第37条に定める給水停止命令

住宅宿泊事業法第16条第1項に定める業務停止命令

動物質原料の運搬等に関する条例第19条に定める営業停止命令

東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例第8条に定める使用停止命令

別表4（第8条関係）

墓地、埋葬等に関する法律第19条に定める許可取消し

温泉法第27条第1項に定める許可取消し

興行場法第6条に定める許可取消し

旅館業法第8条に定める許可取消し

公衆浴場法第7条第1項に定める許可取消し

化製場等に関する法律第7条に定める許可取消し

住宅宿泊事業法第16条第2項に定める業務廃止命令

動物質原料の運搬等に関する条例第19条に定める許可取消し

東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例第9条に定める許可取消し